

適正取引の推進に向けた自主行動計画

一般社団法人日本映画製作者連盟
協同組合日本映画製作者協会
一般社団法人日本映像職能連合
一般社団法人日本映画制作適正化機構

2024年 6月30日 策定

2025年 7月17日 改訂

映画産業は、製作委員会その他の映画製作者から元請プロダクションへの作品制作委託、また、元請プロダクションにおける企画・撮影・編集等の制作過程において、多くの企業・個人フリーランスの関与が必要となる多重下請構造で成り立っている。また、近年は多様な制作環境、デジタル化が招来した映像コンテンツのニーズの高まりによる映画製作本数の急増が、映画の制作現場の負担を増加させている。

映画産業は、多数の企業・個人フリーランスにおいて取引が行われており、映画制作及び関連産業の維持・発展のためには、取引の適正化に取り組むことが不可欠である。

経済産業省は、2016年9月に「未来志向型の取引慣行に向けて」を公表した。その中では、本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押し付けることがないよう徹底するため、「価格決定方法の適正化」「コスト負担の適正化」「支払条件の改善」が重点課題として挙げられている。2020年6月には、新たに「知的財産・ノウハウの保護」「働き方改革に伴うしわ寄せ防止」が追加され、取引適正化重点5課題として同省及び中小企業庁は取り組みを推進している。推進にあたっては、業種横断的なルールの明確化・厳格化が進められており、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の2022年7月改正では、価格交渉促進月間の機会を捉えた価格交渉や価格転嫁、パートナーシップ構築宣言の実施等が規定されている。

映画業界は、「映画制作の持続的な発展に向けた取引ガイドライン」に基づく就労環境の適正化を行っているが、人材不足の解消や企業・個人フリーランスの取引環境を向上することが喫緊の課題となっていることから、以下のとおり自主行動計画を策定し、会員への周知徹底を図ることとする。

1. 自主行動計画の基本方針

映画業界においては、取引の適正化を図るため、以下の基本方針を定め、業界全体での協力を促進する。

(1) 透明性の確保

取引条件や価格設定に関する透明性を高め、関係者間での信頼関係を構築する。

(2) 適正な価格決定

制作に関わる全ての関係者が納得できる価格決定を行うため、事前に十分な協議を行う。

(3) パートナーシップの強化

発注元と発注先の間でのパートナーシップを強化し、共存共栄の関係を築くことを目指す。

(4) 経営トップの関与

2023年11月に内閣官房および公正取引委員会より公表された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえ、事業者の経営トップの関与のうえ、発注者および受注者として採るべき/求められる行動を十分理解し、適正化に取り組む。

2. 重点課題に対する取組

(1) 価格決定方法の適正化

①【十分な協議・書面による取引の徹底】

発注内容が曖昧な契約とならないよう、取引先と十分な協議を行った上で取引価格を決定する。その際、書面による明示や交付など、双方が取引価格の決定に関する内容を確認できる体制を構築する。特に下請法の適用対象となる取引においては、法令に基づいた書面交付を徹底する。

②【価格転嫁】

「下請代金を据え置くことによる買いたたき」、「一律一定率の単価引き下げによる買いたたき」、「親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常の対価より低い単価で下請代金の額を定めること」等の違反事例など、下請法で禁止する買いたたきを行わない。社会情勢の変化に伴う諸費用高騰等の外的要因による変動や労務費の上昇に伴う取引価格の見直しに関する要請があった場合は、十分な協議を行った上で取引価

格の決定を行う。

③【付加価値向上】

映画製作者は、サプライチェーン全体での付加価値向上と積極的な取引適正化に向けて、パートナーシップ構築宣言の実施を目指す。

(2) コスト負担の適正化

- ①契約成立後のキャンセルや仕様変更について、発注者は、受注者に損失を与えることとならないよう十分に配慮してキャンセルや仕様変更するものとし、かつ、そのキャンセルや仕様変更による追加コストは発注者が負担するよう努める。
- ②短納期で発注することにより、受注者が支払うこととなる超過勤務手当等の追加コストは、十分な協議を行った上で、合理的な範囲で発注者が適正なコストを負担するよう努める。

(3) 支払条件の改善

取引先に対しては、支払い方法も取引先の資金繰りや事業継続・拡大に大きな影響を与えることに留意し、以下のことに配慮する。

- ① 発注者は、発注に係る物品等の受領後または役務の提供を受けた後、代金支払いをできる限り速やかに行うものとする。また、当該受領または提供を受けた日から起算して 60 日以内において定める期日までに、下請代金を支払うことを徹底する。
- ②振興基準の内容を踏まえ、下請代金の支払いについては現金による支払を基本とする。
- ③約束手形（為替手形の場合を含む。以下同じ。）は、できる限り利用しないよう努める（2026 年の約束手形の利用の廃止に向けた方針が政府により示されていることに留意し、現金による支払化を促進することとし、現金払化が難しい場合には、電子記録債権等の電子的決済手段への移行を促すこととする。）やむを得ず、約束手形による支払を行う場合のサイトは 60 日以内とすることを徹底する。
- ④約束手形、一括決済方式及び電子記録債権（以下、「手形等」という。）により下請代金を支払う場合には、当該手形等の現金化に係る割引料等のコストについて、受注者の負担とすることのないよう、当該コス

トを勘案した下請代金の額を、発注者及び受注者双方で十分に協議して決定するものとする。

（４）知的財産・ノウハウの保護

発注にあたり、取引先の知的財産権等（知的財産権及び技術上または営業上の秘密等（ノウハウを含む。）をいう。以下同じ。）を取り扱う場合には振興基準をふまえ、取引先に不当な損失を与えることがないように、以下の事項に十分配慮する。

- ①秘密保持の対象に当たるか否かを確認する。
- ②秘密保持の対象となる場合には、知的財産権等の適正管理を定めた秘密保持契約を締結する等、十分な配慮を行う。
- ③「知的財産取引に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、受発注者間の対等な関係での取引を実施する。

（５）働き方改革に伴うしわ寄せ防止

発注者の取引が起因となり受注者の「働き方改革」推進を阻害するような要請を行わないよう、以下のとおり十分に配慮する。

- ①自社の働き方改革が及ぼす取引先への影響（超過勤務の発生等）に配慮しつつ、取組を阻害し、取引先の不利益となるような取引や要請は行わないように努める。
- ②フリーランスとの取引においても、発注時の書面交付を行うなど「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を踏まえ適切な取引を行う。

3. 具体的施策

（１）映画制作の持続的な発展に向けた取引ガイドラインの遵守

映画制作に携わる人材の就業関係・取引環境の改善の推進のため、「映画制作の持続的な発展に向けた取引ガイドライン」※を踏まえた公正な取引に務める。

※「映画制作の持続的な発展に向けた取引ガイドライン」（日本映画制作適正化機構ホームページ https://www.eiteki.org/wp/wp-content/uploads/pdf/eiteki_guideline.pdf）

(2) 取引先との協調・連携

映画制作の高付加価値化や業務効率化を目指し、取引先との意見交換の実施等を通じて、各種取引上の問題について定期的な協議に応じられる環境の整備に努める。

(3) 教育・人材育成の推進

関係法令の遵守や適切な取引を浸透させるため、適正取引に関する講座や研修の実施などを通じた人材の育成に努める。

(4) 普及啓発

映画産業における適正取引を実現するためには、映画産業及び関連産業の取引先に対して本計画の普及啓発に取り組むことが重要である。そのため、映画産業の関連団体（別記）会員企業においては、取引先に対しても本計画の周知を行う。

(5) 定期的なフォローアップの実施

適正取引の推進には、本計画に掲げた精神や行動規範を、映画産業及び関連産業企業に定着させることが重要である。そのため、映画産業の関連団体（別記）は必要に応じてフォローアップを実施し、本計画の実施状況を把握するとともに、適切な取引を促していく。

以上

(別記)

一般社団法人日本映画製作者連盟

協同組合日本映画製作者協会

一般社団法人日本映像職能連合

一般社団法人日本映画制作適正化機構